

QUICPay 信用販売に関する規約

第1条（総則）

1. 本規約は、別途定める当社所定の加盟店規約（以下「加盟店規約」といいます。）第2条1項で定義する加盟店（以下「加盟店」といいます。）が、その店舗等で、会員に対して QUICPay 等を用いた信用販売を行う場合の、当社と加盟店との間の契約関係を定めるものです。
2. 本規約の違反は加盟店規約の違反を構成するものとします。
3. 本規約に定めのない用語は、文脈上別異に解すべき事情のない限り、加盟店規約の定めに従うものとします。

第2条（定義）

1. 「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）又は JCB からライセンスを受けた会社又は組織（以下、JCB を含め「カード発行会社」といいます。）によって発行される非接触 IC が搭載された QUICPay カード等を用いて、QUICPay 会員が予め決済手段として指定するカード発行会社所定のクレジットカードその他の決済手段による決済を行うシステムをいいます。
2. 「QUICPay+」とは、QUICPay を基礎として、その機能を拡張した決済システムで、『QUICPay+』の名称が付されたものをいいます。
3. 「QUICPay 等」とは、QUICPay と QUICPay+ の総称をいいます。
4. 「QUICPay 信用販売」とは、第3条1項各号に掲げる手続を全て履践した信用販売をいいます。
5. 「QUICPay カード」とは、カード発行会社が QUICPay 会員に貸与する QUICPay のサービスマークが表示されている JCB 及び当社（以下、JCB と併せて「両社」といいます。）所定規格のカード媒体その他の形状の媒体で、QUICPay の利用を可能とする機能を有するもの（以下「カード型 QUICPay」といいます。）又は QUICPay 会員が保有する、両社所定規格の携帯電話その他の携帯型端末（スマートフォン等を含みます。）で、カード発行会社所定の手続を行うことにより、カードを登録し、QUICPay の利用を可能とする機能を有することになったもの（以下「モバイル型 QUICPay」といいます。）をいいます。
6. 「QUICPay+カード」とは、カード発行会社が QUICPay+ 会員に貸与する QUICPay+ のサービスマークが表示されている JCB 及び当社（以下、JCB と併せて「両社」といいます。）所定規格のカード媒体その他の形状の媒体で、QUICPay+ の利用を可能とする機能を有するもの（以下「カード型 QUICPay+」）といいます。）又は QUICPay+ 会員が保有する、両社所定規格の携帯電話その他の携帯型端末（スマートフォン等を含みます。）で、カード発行会社所定の手続を行うことにより、カードを登録し、QUICPay+ の利用を可能とする機能を有することになったもの（以下「モバイル型 QUICPay+」）といいます。）をいいます。
7. 「QUICPay カード等」とは、QUICPay カードと QUICPay+ カードの総称をいいます。
8. 「QUICPay 会員」とは、カード型 QUICPay 又はモバイル型 QUICPay を正当に所持する者をいいます。
9. 「QUICPay+ 会員」とは、カード型 QUICPay+ 又はモバイル型 QUICPay+ を正当に所持する者をいいます。

10. 「QUICPay 等会員」とは、QUICPay 会員と QUICPay+会員の総称をいいます。
11. 「QUICPay 等 ID」とは、QUICPay 等会員を識別するために、QUICPay 等会員に付与される番号をいいます。なお、QUICPay 等 ID と指定カードの会員番号とを併せて「会員番号等」といいます。
12. 「QUICPay 端末機」とは、QUICPay 信用販売を行うための加盟店が設置する端末であって、QUICPay カード等の非接触 IC 内の情報を読み取り、取扱金額、取扱いの可否等を表示する機能を有する両社所定のリーダライタが接続又は内蔵された機器をいいます。なお、次項に定める QUICPay+端末機を除き、QUICPay 端末機は、一部の QUICPay+カードによる信用販売を取り扱うことはできないものとします。
13. 「QUICPay+端末機」とは、QUICPay 端末機のうち、取り扱うことのできる取引に制約がなく、原則として全ての QUICPay カード等に対応する機能が搭載された端末をいいます。
14. 「売上データ」とは、加盟店が信用販売を行う場合に、QUICPay 端末機によって作成される、QUICPay 等 ID、売上日付、金額、加盟店名その他両社所定の信用販売の内容が記録された電磁的データをいいます。
15. 「売上票（会員控え）」とは、加盟店が信用販売を行った場合に QUICPay 等会員に交付するために QUICPay 端末機によって作成される、両社所定の信用販売の内容が記載された書面をいいます。
16. 「本契約」とは、本規約を内容として締結される、加盟店が QUICPay 等に基づき、QUICPay 等会員に対して QUICPay 信用販売を行う際の当社と加盟店との間の契約関係をいいます。

第3条（QUICPay 信用販売の方法）

1. 加盟店は、QUICPay 等会員から QUICPay カード等の提示による信用販売を求められた場合、QUICPay 端末機の使用規約及びその取扱いに関する規約等（操作マニュアル等を含みます。以下「端末使用規約」といいます。）に従って、QUICPay 端末機を使用して、QUICPay 信用販売を行うものとします。ただし、加盟店は、故障や通信障害等により QUICPay 端末機が使用できない場合には、信用販売を行わないものとします。
 - (1) QUICPay モバイル又は QUICPay+モバイルの提示による信用販売を求められた場合、事前に、QUICPay 等会員が、自己の QUICPay モバイル又は QUICPay+モバイル上で、本人認証、信用販売に用いるアプリケーションにおける決済手段（QUICPay 等）の選択等の処理を行っていることを確認すること
 - (2) QUICPay 端末機上で、端末使用規約に定める QUICPay 等の取扱いを選択するためのキーを押し、売上金額、その他当社の指定する項目を入力すること
 - (3) QUICPay 等会員に、QUICPay カード等を QUICPay 端末機のリーダライタのかざし部にかざさせて非接触 IC 内の情報を読み取らせること
 - (4) QUICPay 端末機を通じて、オーソリゼーション申請を行い、当社の承認を得ること（ただし、クレジットカードを指定カードとする QUICPay カード等の提示による信用販売のうち、当社所定のものについては、オーソリゼーション申請は不要とします。）。なお、オーソリゼーション申請がなされる場合、これがなされない場合に比して、(5) の表示等がなされるまで時間を要することを加盟店はあらかじめ承諾するものとします。
 - (5) QUICPay 端末機において、当該 QUICPay カード等の取扱いが可能であるか否かを示す表示等

(端末使用規約ないし **QUICPay** 端末機の取扱説明書に定める表示等を指します。) がなされたことを確認すること

(6) **QUICPay** 端末機によって作成された売上票 (会員控え) を **QUICPay** 等会員に交付すること

(7) 信用販売を行った日のうちに、日計処理を行い、売上データ及び集計データを当社に送信すること

2. 本条第1項(5)に定める、**QUICPay** カード等の取扱いが可能である旨の **QUICPay** 端末機の表示等は、当該 **QUICPay** カード等の有効性のみを保証するものであり、当該信用販売の申込者が **QUICPay** 等会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、当社が別途信用販売の方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法により信用販売を行うものとします。
4. 加盟店は、本条第1項及び前項に定める手続きを、善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。
5. 加盟店は、**QUICPay** 端末機及びそこに蓄積されているデータの破壊、分解又は、解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、**QUICPay** 端末機の改変又は解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。
6. 加盟店は、**QUICPay** 端末機を修理、修復する必要があるときは、端末使用規約の定め、又は端末設置会社(端末機の設置に関して加盟店と契約関係にある会社をいいます。)の指示に従い、自らの費用と責任を持って迅速に対応するものとします。
7. 本規約に従って行われる **QUICPay** 信用販売は、加盟店規約2条7号にいう信用販売に含まれるものとし、本規約に別段の定めがある場合及び性質上適用しえないものを除き、加盟店規約の信用販売に関する規定が適用されるものとします。

第4条 (QUICPay 信用販売の範囲)

1. 加盟店が **QUICPay** 等会員に対して行うことができる **QUICPay** 信用販売の限度額は、会員1人当たり1回につき20,000円以下(税金、送料等を含みます。)とします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が **QUICPay**+端末機を設置している場合、加盟店が **QUICPay**+会員に対して行うことができる **QUICPay** 信用販売の限度額は、**QUICPay**+会員の **QUICPay**+登録方法に応じて以下のとおりとします。

登録方法	限度額
Apple Pay	上限なし
GooglePay	30,000円

3. 加盟店が **QUICPay** 信用販売を行うことができる対象範囲は、別途加盟店と当社間で合意するところによるものとします。
4. 加盟店が会員に対して行うことができる **QUICPay** 信用販売の支払方法は、一回払いのみとします。
5. 加盟店は、複数回又は継続的に商品等の引渡し又は提供を行う形態の取引に関して、**QUICPay** 信用販売を行ってはならないものとします。
6. 加盟店及び当社は、法令、国際カードブランドのルール、日本クレジット協会その他の自主規制機関の定める自主規制規則、又は、クレジット取引対策協議会により公表された「クレジットカード・

セキュリティガイドライン（「クレジット取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」の後継文書）（以下、あわせて、「法令等」といいます。）が、本契約に基づく QUICPay 信用販売の全部又は一部を許容しない場合は、法令等の内容に沿って、本契約の変更について誠実に協議するものとしします。

第5条（QUICPay 信用販売における加盟店手数料）

QUICPay 信用販売以外の信用販売における加盟店手数料率とは別に、QUICPay 信用販売における加盟店手数料は、別途当社及び加盟店が協議の上で定める料率を、QUICPay 信用販売 1 件毎にその金額に対し乗じた金額とします。

第6条（QUICPay 等のブランドイメージの保持等）

1. 加盟店は、QUICPay 等に関する JCB の商標等（JCB が QUICPay 等の運営のために使用する文字、図形、記号等（これらが結合した者を含みます。）の総称をいいます。）を扱う場合には、当該商標等および QUICPay 等のブランドイメージの維持に十分に配慮するものとしします。
2. 加盟店は、加盟店規約に定めがある場合又は特に当社が指示した場合を除き、QUICPay 信用販売について、QUICPay 信用販売以外の信用販売と同等に取り扱うものとし、QUICPay 信用販売以外の信用販売に比してこれを不利に取り扱わないものとしします。

第7条（本契約の解約）

1. 加盟店規約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとしします。
 - （1）加盟店規約又は本契約に違反して QUICPay 信用販売を行ったとき
 - （2）加盟店規約に違反して立替金の返還に応じなかったとき
 - （3）他の者の債権を取得して、又は他の者に代って当社に立替金の請求をしたとき
 - （4）加盟店規約その他本契約以外の加盟店と当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき
 - （5）当社との間で締結したポイントアップ特約店契約書が解除等により失効したとき
 - （6）加盟店が、QUICPay 等の使用を中止し、又はその取扱いを終了したとき
2. 当社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、QUICPay 等の取扱いを終了することがあり、この場合、当社は加盟店に対し事前に通知することにより、本契約を終了させることができるものとしします。
3. 前二項による本契約の終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとしします。
4. 前三項の規定は、加盟店規約に基づく解約、解除等を妨げるものではありません。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から、加盟店規約に基づく当社と加盟店との契約（本契約の締結日時点において有効なものをいいます。）の終了までとします。

第9条（加盟店規約の効力等）

本規約に定めのない事項は、加盟店規約に従うものとし、加盟店規約の規定の効力が本規約の規定の効力に抵触するときは、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第10条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義の生じた事項について、加盟店及び当社は誠意をもって協議し解決にあたるものとします。

適用開始日：2021年3月10日